事 務 連 絡 平成29年8月18日

全国土地改良事業団体連合会 事務局長 殿

農林水産省農村振興局設計課 施工企画調整室長

建設業の長時間労働の是正に向けた適正な工事工期の設定等の取組の推進について(依頼)

日頃より、農業農村整備事業の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、政府においては、本年3月に決定した働き方改革実行計画等を踏まえ、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議を設置し、適切な工事工期の設定等による建設業の長時間労働の是正等に向けた取り組みを推進しております。

このような中で、国営土地改良事業の発注工事においても、本趣旨に即した取り組みを 推進してきているところですが、建設業の働き方改革を促進するためには、国発注工事の みならず、地方自治体や関係団体が発注する工事にも取り組みを広げていくことが重要と 考えております。

つきましては、参考として国営土地改良事業における取組内容を別紙に記載しましたので、貴団体の所属会員等に対して周知していただくとともに、所属会員等が発注する工事において適正な工期の設定に取り組んでいただくようお願いいたします。

### 【担当】

農林水産省農村振興局設計課 施工企画調整室 施工基準班 菊池、西村

(連絡先) TEL 03-3502-6094

### 国営土地改良事業の発注工事における適正な工事工期の設定等の取り組み

### 1. 工期の設定方法

(1)準備期間(標準日数40日(2.の余裕期間を設定する場合は30日)、後片付け(標準日数15日)に掛かる日数を確保。

なお、本日数は標準日数であり、現地条件、工事特性等により設定するもので、これによりがたい場合は適宜必要な日数を設定。

- (2) 土曜日、日曜日、祝・祭日、夏季休暇及び年末年始を工事期間中の休業日として確保し、工事に従事する者の労働環境に十分配慮。
- (3) 現地の水文、気象、地形、地質等の自然条件、ならびに対象工事の技術的特性等を 踏まえた作業不能日数を十分に考慮。
- (4) 工期算定の基礎となる施工手順、施工機械、作業班編成、主要工種ごとの作業日数等の検討にあたっては、現地の自然条件、工事の技術的特性等を十分に考慮。
- (5) 工事用地に係る地権者との調整、占用等に係る関係行政機関との調整等により、工程を設定する上での制約が存在する場合は、これを考慮した工程を設定するとともに、その制約条件を設計図書に明示。

# 2. 余裕期間の設定

工事の着手前に建設資材や労働者の確保等の準備を行う期間として、「余裕期間」を 設定する方式を整備。余裕期間には専任の技術者等の配置を要しない。(具体的な設定 方法については参考資料1を参照。)

### 3. 国庫債務負担行為を活用した年度を跨ぐ工事の実施

無理をして単年度内に工期を収めることを一義とする考え方から脱却し、年度を跨がる工期が必要となる場合における国庫債務負担行為の活用を促進。

### 4. 工事の施工効率向上対策

設計図書への条件明示を徹底するとともに、事業所長等同席の下での「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」を開催して受発注者間の円滑なコミュニケーションを確保することにより施工効率向上を図る取り組みを平成26年度工事から実施。(具体的な内容については参考資料2を参照。)

## 余裕期間の設定について

### (1) 当初契約における工期及び余裕期間の設定

### 1) 工期

工期は、従来の工事と同様に、工事期間内の雨天等による作業不能日数、休業日 (土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇)、工事準備期間及び後片付 け期間を考慮して工事を実施するために必要な期間を確保し、当初契約においては、 発注者が「着手期限日」から「工期末」の間として設定する。

### 2) 余裕期間

余裕期間は、原則として工期の30%かつ3ヶ月を超えない範囲で、当初契約においては、発注者が「契約日」から「着手期限日の前日」の間として設定する。

現場条件等により、この期間を超えて余裕期間を設定する必要がある時は、発注者はその理由を整理するものとする。

### (2) 余裕期間内における適用

1)技術者等の配置

余裕期間内においては、技術者等(現場代理人を含む)の配置を要しない。

### 2) 行為の制限等

受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保(現場への搬入を除く)並びに関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。

受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作(施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの)、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。

### (3) 工事の着手日

1) 着手日の条件等

受注者は、上記(1).1の着手期限日までに工事に着手しなければならない。

### 2) 着手日を着手期限日とする場合

受注者が、当初契約における着手期限日を着手日とする場合、当該着手日の1週間前までに発注者に工事着手日及び現場代理人・配置技術者の届出を行うものとし、発注者はこれを受理するものとする。

## 3) 着手日を着手期限日の前日以前とする場合

受注者が、当初契約における着手期限日の前日以前を着手日とすることを希望する場合は、指定仮設用地の手当、関係機関との協議等を考慮し、当該着手日とする

工程が可能な場合においてこれを認めることとし、速やかに余裕期間及び工期の変更に係る契約変更を行うものする。

### (4) 積算

当初契約に係る予定価格の積算は、上記(1).1)の工期に基づき行うものとする。また、着手日を着手期限日の前日以前とし、余裕期間及び工期の変更契約を行う場合における予定価格の積算は、当該変更工期に基づき行うものとする。

## (5) 手続き等

1) 入札説明書への明示

入札公告等に余裕期間等に係る内容を次の記載例のとおり明示し、入札参加者へ 周知の上、実施すること。

### ①工事概要

(○) 本工事は、工期の前に、建設資材や労働者の確保等の準備を行う「余裕期間」を見込んだ工事である。

本工事の余裕期間は、契約日から着手期限日の前日(平成〇年〇月〇日) までとしており、着手期限日までに工事に着手するものとする。

(○) 工期 着手日から○○○日間。 ただし、着手期限日(平成○年○月○日)までに着手すること。

#### ②競争参加資格

(○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は余裕期間を設定しており、特別仕様書に示す余裕期間(契約日から平成○年○月○日まで)内で着手までの間は、技術者等(現場代理人を含む)の配置は必要なく、着手日までに配置できること。

### 2) 工事請負契約書の留意事項

①工期

契約日は、現行の取扱いのとおりとする。

当初契約工期の始期は着手期限日とし、工期の終期は着手期限日から起算して工期日数を満了する日とする。

## ②通知・届け出等関係書類

監督職員の任命通知等契約書上の提出書類等は、現行の取扱いのとおりとする。

## 3) 設計図書への明示

特別仕様書等の記載例は、以下の記載例によることとする。

## ①特別仕様書記載例

- (○) 工期は、工事準備期間及び後片付け期間も考慮して工事を実施するため に必要な期間であり、当初契約においては、着手期限日(平成○年○月○ 日)から工期末(平成○年○月○日)とする。
- (○) 余裕期間は、契約日から着手期限日の前日(平成○年○月○日)までの間とする。余裕期間内においては、技術者等(現場代理人を含む)の配置を要しないものとする。
- (○) 受注者は、余裕期間内において、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保(現場への搬入を除く)並びに関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない準備を行うことができる。

受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作(施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの)、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備、及び工事を行ってはならない。

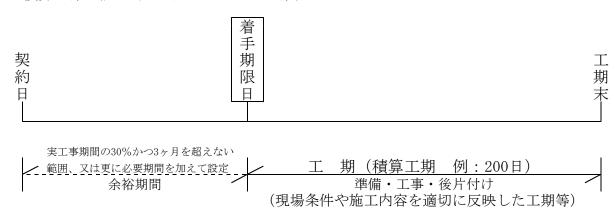
- (○) 受注者は、着手期限日までに工事に着手しなければならない。 受注者は、着手日を着手期限とする場合は、着手期限日の1週間前まで に督職員に工事着手日及び現場代理人・配置技術者の届出を行うものとす る。
- (○) ただし、受注者が、余裕期間を短縮して着手期限日の前日以前に着手することを希望する場合、監督職員に協議するものとする。
- (○) 着手日を着手期限日の前日以前とする場合は、余裕期間及び工期の変更 に係る契約変更を行うものする。この際、施工形態、積算条件等に変更が 生じる場合は両者協議のうえ設計変更の対象とする。

### ②現場説明書記載例

- 本工事は、着手期限日の前日(平成○年○月○日)まで余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者等(現場代理人を含む)の配置を要しないものとする。
- 本工事の入札時における積算上の工期は、着手期限日(平成○年○月○日) から工期末(平成○年○月○日)としている。

## ○余裕工期を設定した場合

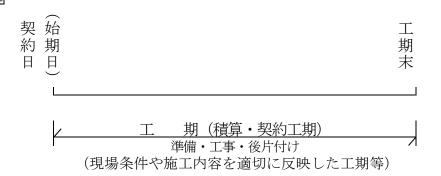
# < 積算工期(発注者が想定している工期) >



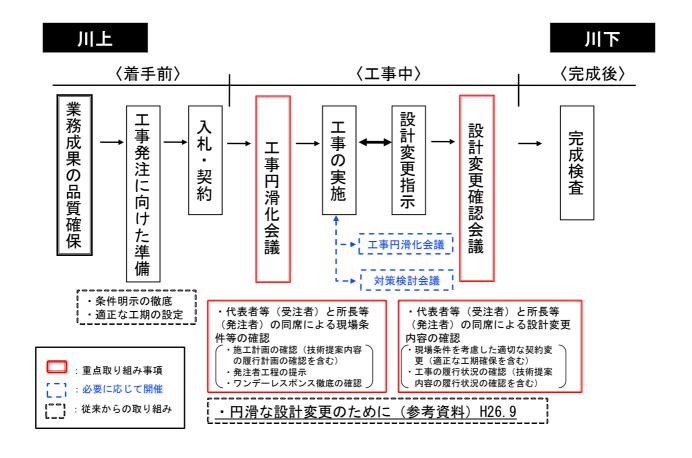
# < 契約工期(着手日を着手期限日の前日以前とする場合)>



# ○参考 通常の工期設定



# 工事の施工効率向上対策について



# (1) 条件明示の徹底

#### ■目 的

発注時に、工事実施上、必要な現場条件等を受注者へ確実に明示することにより、受注者が計画的に工事を実施する環境を整え、品質確保、手戻り防止を図る。

■実施時期:発注前の段階(局、事業所等) で条件明示を確認

■対 象:全工事

#### ■条件明示の確認事項

- 設計図書(特別仕様書等)にて条件明示を確認
  - ①工程関係(自然条件による施工時期、関係機関との協議状況、地下埋設物有無等)
  - ②用地関係(用地取得状況、工事用借地の条件等)
  - ③環境関係 (公害防止による制約条件、濁水・湧水処理の有無、事業損失にかかる 建物等調査の有無等)
  - ④安全対策(交通誘導員の配置、発破作業等の制限等)
  - ⑤建設副産物関係(処理方法、処理施設への運搬経路・方法等)
  - ⑥その他(支給品・貸与品の有無、部分供用の時期、工事中止の有無等)

### ■その他

- ・<u>工事発注後、当初に想定しない事象が発生した場合は、直ちに受発注者による工事円滑</u> 化会議等で対応方針を協議すること。
- (※条件表示が明確でない項目であっても、上記の協議の対象となることに留意。)

# (2) 工事円滑化会議

### ■目 的

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、 工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る。

## ■参加者

〇受注者:現場代理人、受注会社代表等

〇発注者:所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員、

必要に応じ局原課担当者出席

〇設計コンサルタント: (必要に応じ出席。A等級工事(予定価格2億3千

万円以上の工事) は原則出席。)

[積算等は、従来の「良質構造物設計施工技術検討業務」を準用]

■実施時期:工事着手時および新工種発生時等 (\*\*)

(必要に応じ複数回開催、必要に応じ現地での開催)

(※1) 等とは、工事実施中において、工期、設計及び施工等に影響をもたらす事象が発生したとき。

■対象:全工事(関係工事 <sup>(※2)</sup> をまとめて、複数工事での開催も可能)

(※2) 関係工事とは、現場条件の情報共有が必要な工事を指しており、関係工事の例として、当該 事所発注の直轄工事で、当該工事と関連する工事が複数存在する場合等である。

# (2) 工事円滑化会議

### ■打合せ事項

- ①現場条件(<u>関係機関との協議状況、用地処理状況、地下埋設物の有無、地質状況、</u> 設計の考え方等)
- ②施工計画(受発注者の仮設計画の確認、技術提案内容の履行計画を含む)
- ③工事工程(クリティカルパスを示した発注者工程(別途に鋼構造物工事や建築工事等を発注する場合やその他関連工事がある場合にこれらを含めたものとする)との比較検討を含む)
- ④工事書類 (書類リストの確認、提出方法)
- ⑤共通仕様書・特別仕様書等の規定事項の確認

(施工段階確認・材料検査・不定期の現場確認等)

⑥その他 再設計の有無、設計変更の可否、工事中止の有無等 積算参考資料の確認

#### ■その他

- ・会議において確認した事項は、原則として発注者が打合せ記録簿に記録し、受発注者 が相互に確認する。
- ・会議資料は既存資料を活用し、原則として新たな資料作成を行わない。
- ・<u>原則として、総括監督員が出席とする。ただし、急を要する場合や工程に支障がある</u> 場合、柔軟に対応のこと。
- ・会議の結果、現場条件からして発注者が想定した工程、工法、又は仮設計画での施工 施工が困難であると見込まれる場合には、早期に必要な対策(工期の見直し、工法や 仮設計画の変更等)を受発注者間で協議すること。

# (3) 設計変更確認会議

## ■目的

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が従前よりも高いレベルで確認する。

## ■参加者

〇受注者:現場代理人、受注会社代表等

〇発注者:所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員、

必要に応じ農政局原課担当者出席

## ■実施時期

工期末の1ヶ月半~2ヶ月前を基本とするが、<u>設計変更や施工方法の変更</u>による数量等が確定する段階等、受発注者の協議により必要に応じ複数回開催、現地での開催

## ■対象

全工事

# (3) 設計変更確認会議

# ■打合せ事項

- (1)設計変更内容(設計変更対象項目、対象数量等)
- ②工事工程
- ③技術提案(総合評価落札方式)の履行確認(不履行の場合の手続きの確認 を含む)

# ■その他

- 会議において確認した事項は、原則として発注者が打合せ記録簿に記録 し、受発注者が相互に確認する。
- ・会議資料は既存資料を活用し、原則として新たな資料作成を行わない。
- ・ <u>原則として、総括監督員が出席とする。ただし、急を要する場合や工程</u> に支障がある場合、柔軟に対応のこと。
- ・ <u>追加工事や設計変更は、その都度打合せ簿により指示し、設計変更確認</u> 会議では、打合せ簿をもとに確認すること。

# <u>(4)対策検討会議</u>

## ■目的

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計 及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階 の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方 針の協議・確認を行う。

# ■参加者

〇受注者:現場代理人、受注会社代表等

〇発注者:【農政局】 地方参事官(議長)、関係課

【事業所】 所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員

〇(必要に応じて)土地改良技術事務所、設計コンサルタント等

## ■開催方法

現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

■対象:局契工事 (事業所専決工事は、工事円滑化会議を活用。)

### ■その他

・会議において確認した事項は、原則として発注者が打合せ記録簿に記録し、 受発注者が相互に確認する。

# (5) その他

## ■業務環境の改善

- 受発注者は、工事の休業日を確実に確保できるよう、工程調整・協議 調整等の的確な実施に努める。
- 受発注者間の打合せは、勤務時間内に行うよう努める。